

広島県告示第三百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十八年四月十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年四月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区	間	新旧の別		備考
		新	旧	
府中市上下町上下字横林三三四番一三地从ら	府中市上下町上下字明鋌一四四六番地先まで	一七・六〇 三五・六〇	七・〇〇 ・三〇 四八・四〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一八六・〇〇 メートル 県道吉舎油木 線と重複
		二二五・二〇	二〇〇・〇〇 二二一・〇〇	

一 道路の種類

県道

二 路線名

吉舎油木線

三 道路の区域

区	間	新旧の別		備考
		新	旧	
府中市上下町上下字明鋌一四四六番地先から 府中市上下町上下字横林三三四七番二地先 まで		一七・六〇 三五・六〇	七・〇〇 ・三〇 二〇〇・〇〇	ルート変更 不用物件延長 一八六・〇〇 メートル 一般国道四三 二号と重複
		二二五・二〇	二〇〇・〇〇	